

刈谷市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称 特定非営利活動法人まちづくりかりや

(2) 所在地 刈谷市桜町5丁目6番地

(3) 代表者 理事長 成田 光宏

2 収納の事務を委託した歳入

刈谷駅北地区地域交流施設滞在ラウンジ使用料

3 委託の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

刈谷市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、道路の路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1-1102号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原1番1地先から		
	刈谷市井ヶ谷町草野21番10地先まで		
1-1103号線	刈谷市井ヶ谷町草野21番8地先から		
	刈谷市西境町前山33番1地先まで		
1-1104号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原76番1地先から		
	刈谷市西境町前山13番4地先まで		
1-1105号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原38番地先から		
	刈谷市井ヶ谷町久伝原71番地先まで		
1-1106号線	刈谷市井ヶ谷町沼田79番5地先から		
	刈谷市井ヶ谷町孫六88番3地先まで		
1-1107号線	刈谷市井ヶ谷町孫六73番1地先から		
	刈谷市井ヶ谷町孫六70番1地先まで		
3-954号線	刈谷市小垣江町荒畑39番4地先から		
	刈谷市小垣江町荒畑45番1地先まで		
7-119号線	刈谷市今川町井田28番6地先から		
	刈谷市今川町3丁目101番地先まで		
7-120号線	刈谷市今川町井田19番1地先から		
	刈谷市今川町井田19番1地先まで		

刈谷市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、道路の路線を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	前後別	起 終	点 点	重要な経過地
1-206号線	変更前	刈谷市今川町境川1番15地先から 刈谷市今川町井田19番1地先まで		
	変更後	刈谷市今川町境川1番15地先から 刈谷市今川町井田26番1地先まで		
1-424号線	変更前	刈谷市一里山町南本山137番地先から 刈谷市一里山町南本山129番地先まで		
	変更後	刈谷市一里山町南本山137番3地先から 刈谷市一里山町南本山98番1地先まで		
1-425号線	変更前	刈谷市一里山町南本山116番地先から 刈谷市一里山町南本山174番地先まで		
	変更後	刈谷市一里山町南本山116番1地先から 刈谷市一里山町南本山129番2地先まで		
1-459号線	変更前	刈谷市今川町井田21番2地先から 刈谷市今川町上矢戸39番先まで		
	変更後	刈谷市今川町三丁目101番地先から 刈谷市今川町三丁目305番地先まで		
2-7号線	変更前	刈谷市泉田町南新田19番地先から 刈谷市泉田町九郎兵衛5番3地先まで		
	変更後	刈谷市泉田町南新田19番地先から 刈谷市泉田町九郎兵衛5番3地先まで		

刈谷市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1-91号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原1番2地先から 刈谷市西境町前山33番1地先まで		
1-92号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原55番1 刈谷市井ヶ谷町久伝原76番		
1-95号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原66番 刈谷市西境町前山13番2		
1-207号線	刈谷市井ヶ谷町沼田80番5 刈谷市井ヶ谷町孫六74番4		
1-418号線	刈谷市一里山町伐払240番1 刈谷市一里山町伐払238番		
1-431号線	刈谷市一里山町南本山174番 刈谷市一里山町南本山98番		
2-617号線	刈谷市泉田町南新田27番 刈谷市泉田町南新田23番		

刈谷市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	道路の区域		
	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
1-206号線	刈谷市今川町境川1番15地先から	4.87～	576.00
	刈谷市今川町井田26番1地先まで	11.20	
1-424号線	刈谷市一里山町南本山137番3地先から	8.40～	530.40
	刈谷市一里山町南本山98番1地先まで	32.00	
1-425号線	刈谷市一里山町南本山116番1地先から	3.60～	301.80
	刈谷市一里山町南本山129番2地先まで	32.90	
1-459号線	刈谷市今川町3丁目101番地先から	5.00～	444.20
	刈谷市今川町3丁目305番地先まで	63.90	
1-1102号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原1番1地先から	2.00～	282.56
	刈谷市井ヶ谷町草野21番10地先まで	4.00	
1-1103号線	刈谷市井ヶ谷町草野21番8地先から	3.00～	355.92
	刈谷市西境町前山33番1地先まで	3.50	
1-1104号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原76番1地先から	3.00～	222.00
	刈谷市西境町前山13番4地先まで	3.00	
1-1105号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原38番地先から	3.00～	118.89
	刈谷市井ヶ谷町久伝原71番地先まで	3.30	
1-1106号線	刈谷市井ヶ谷町沼田79番5地先から	4.00～	51.27
	刈谷市井ヶ谷町孫六88番3地先まで	7.00	

1-1107号線	刈谷市井ヶ谷町孫六73番1地先から	3.50～	322.91
	刈谷市井ヶ谷町孫六70番1地先まで	5.00	
2-7号線	刈谷市泉田町南新田19番地先から	7.00～	70.16
	刈谷市泉田町九郎兵衛5番3地先まで	7.00	
3-954号線	刈谷市小垣江町荒畑39番4地先から	5.00～	137.91
	刈谷市小垣江町荒畑45番1地先まで	5.00	
7-119号線	刈谷市井田28番6地先から	3.10～	10.90
	刈谷市今川町3丁目101地先まで	7.50	
7-120号線	刈谷市井田19番1地先から	10.36～	18.90
	刈谷市井田19番1地先まで	17.75	

刈谷市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	道路の区域			
	区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
01-30号線	刈谷市住吉町3丁目54番1から 刈谷市田町3丁目45番地先まで	旧	13.2 ～ 23.2	149.80
	刈谷市住吉町3丁目54番1から 刈谷市田町3丁目45番地先まで	新	15.0 ～ 42.9	149.80
2-458号線	刈谷市宝町6丁目82番地先から 刈谷市宝町6丁目78番1地先まで	旧	12.00 ～ 20.20	39.00
	刈谷市宝町6丁目82番地先から 刈谷市宝町6丁目78番1地先まで	新	12.00 ～ 30.60	39.00

刈谷市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1-206号線	刈谷市今川町境川1番15地先から	令和8年4月1日
	刈谷市今川町井田26番1地先まで	
1-424号線	刈谷市一里山町南本山137番3地先から	令和8年4月1日
	刈谷市一里山町南本山98番1地先まで	
1-425号線	刈谷市一里山町南本山116番1地先から	令和8年4月1日
	刈谷市一里山町南本山129番2地先まで	
1-446号線	刈谷市今川町東矢戸21番4地先から	令和8年4月1日
	刈谷市今川町矢戸55番地先まで	
1-448号線	刈谷市今川町矢戸55番地先から	令和8年4月1日
	刈谷市今川町矢戸54番地先まで	
1-452号線	刈谷市今川町矢戸45番地先から	令和8年4月1日
	刈谷市今川町東矢戸24番1地先まで	
1-459号線	刈谷市今川町3丁目101番地先から	令和8年4月1日
	刈谷市今川町3丁目305番地先まで	
1-1102号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原1番1地先から	令和8年4月1日
	刈谷市井ヶ谷町草野21番10地先まで	
1-1103号線	刈谷市井ヶ谷町草野21番8地先から	令和8年4月1日
	刈谷市西境町前山33番1地先まで	
1-1104号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原76番1地先から	令和8年4月1日
	刈谷市西境町前山13番4地先まで	

1-1105号線	刈谷市井ヶ谷町久伝原38番地先から	令和8年4月1日
	刈谷市井ヶ谷町久伝原71番地先まで	
1-1106号線	刈谷市井ヶ谷町沼田79番5地先から	令和8年4月1日
	刈谷市井ヶ谷町孫六88番3地先まで	
1-1107号線	刈谷市井ヶ谷町孫六73番1地先から	令和8年4月1日
	刈谷市井ヶ谷町孫六70番1地先まで	
2-7号線	刈谷市泉田町南新田19番地先から	令和8年4月1日
	刈谷市泉田町九郎兵衛5番3地先まで	
3-954号線	刈谷市小垣江町荒畑39番4地先から	令和8年4月1日
	刈谷市小垣江町荒畑45番1地先まで	

刈谷市告示第21号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、令和8年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録した。

令和8年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市告示第 2 2 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

- 1 縦覧期間 令和 8 年 4 月 1 日から同月 3 0 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。
- 2 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 3 縦覧場所 刈谷市役所 2 階 税務課窓口